

受付延長！

危険な空き家の除却に助成します！

呉市危険建物除却促進事業(令和7年度)のご案内

呉市では、危険建物の倒壊等による事故防止のため、危険建物の解体費用の一部を助成する、呉市危険建物除却促進事業を実施し、当該除却等を推進しています。

対象となる建物

次の条件をすべて満たし、危険建物と認定された建物

- ◆ 呉市内にある空き家(抵当権がついていない建物)
- ◆ 戸建て住宅、長屋、共同住宅、併用住宅(住宅部分が1/2以上)
- ◆ 「住宅の不良度判定基準」と「周辺への危険度判定基準」の両方を満たす住宅



補助対象者

次の要件で、いずれかまたは両方に該当する方

- ◆ 危険建物の所有者(法定相続人を含む)
- ◆ 危険建物がある土地の所有者(建物所有者に同意を得た方に限る)

※建設業又は不動産業を営む法人その他これらに類する法人は対象外



補助金額

対象工事に要する経費の30%以内の額

- ◆ 上限額: 30万円
- ◆ 無接道敷地の場合は上限額: 50万円
 - ◇ 敷地に至るまでの道の幅が1.8m未満
 - ◇ 道と敷地の接する長さが1.8m未満

敷地の処置

解体後、災害防止対策が必要になります。

- ◆ 敷地の高さが2mを超える場合は、崖の崩壊防止措置が必要
- ◆ 敷地外への土砂等の流出防止措置が必要

解体業者

次の条件をすべて満たす業者

- ◆ 呉市内に本店、支店、営業所、事務所その他これらに類する施設を有する業者
- ◆ 建築工事業、土木工事業若しくは解体工事業の許可を得ている業者又は解体工事業の登録がされている業者

申請期限・完了期限

申請期限を延長します！

- ◆ 危険建物認定申請
令和7年10月31日(金) まで
- ◆ 補助金交付申請期限
危険建物の認定から30日以内かつ
令和7年11月28日(金)
- ◆ 事業完了期限
令和8年2月27日(金) まで

※予算額に達した場合は、申請期限前に受付終了

呉市都市部住宅政策課 企画・空き家対策グループ

〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1-6 本庁舎5階
Tel:0823-25-3514 Fax:0823-24-6831





認定申請必要書類

- ☐ 危険建物認定申請書
- ☐ 位置図(付近見取図)
- ☐ 平面図又は外観写真
- ☐ 危険建物を除却した後における災害防止対策の概要説明書
- ☐ 土地の登記事項証明書(原本)〔法務局〕
- ☐ 建物の登記事項証明書(原本)〔法務局〕
- ☐ 委任状(第三者に委任する場合)

補助金交付申請必要書類

◆共通

- ☐ 補助金交付申請書
- ☐ 事業実施計画書
- ☐ 解体工事見積書の写し
- ☐ 解体業者の許可書等の写し
- ☐ 建物除却後における災害防止対策計画書
- ☐ 申請者の本人確認書類(運転免許証, マイナンバーカード等)の写し

◆申請者が建物所有者の法定相続人の場合

- ☐ 戸籍の全部事項証明書等(原本)
(登記名義人の死亡及び申請者との関係が分かるもの)
- ☐ 疑義解決確約書(その1)

◆所有者が複数の場合(土地, 建物共)

- ☐ 疑義解決確約書(その2)

◆建物が未登記の場合

- ☐ 疑義解決確約書(その3)

◆申請者が土地所有者で建物所有者と異なる場合

- ☐ 建物所有者同意書
- ☐ 疑義解決確約書(その4) ※建物所有者が複数名の場合

◆申請者が建物所有者で土地所有者と異なる場合

- ☐ 土地所有者同意書
- ☐ 疑義解決確約書(その4) ※土地所有者が複数名の場合

◆土地所有者が確知できない場合

- ☐ 疑義解決確約書(その5)

◆その他

- ☐ 委任状(第三者に委任する場合)

※補助金交付申請ができるのは、補助対象と通知された申請者に限ります。

注意事項

※危険建物の認定前及び補助金交付決定前に解体工事に着手された場合には、この補助金を交付することができません。